

3 計画相談支援事業等の業務の流れについて

基本報酬算定にあたっての要件は変更ありません。全ての要件を満たした上で報酬算定を行ってください。

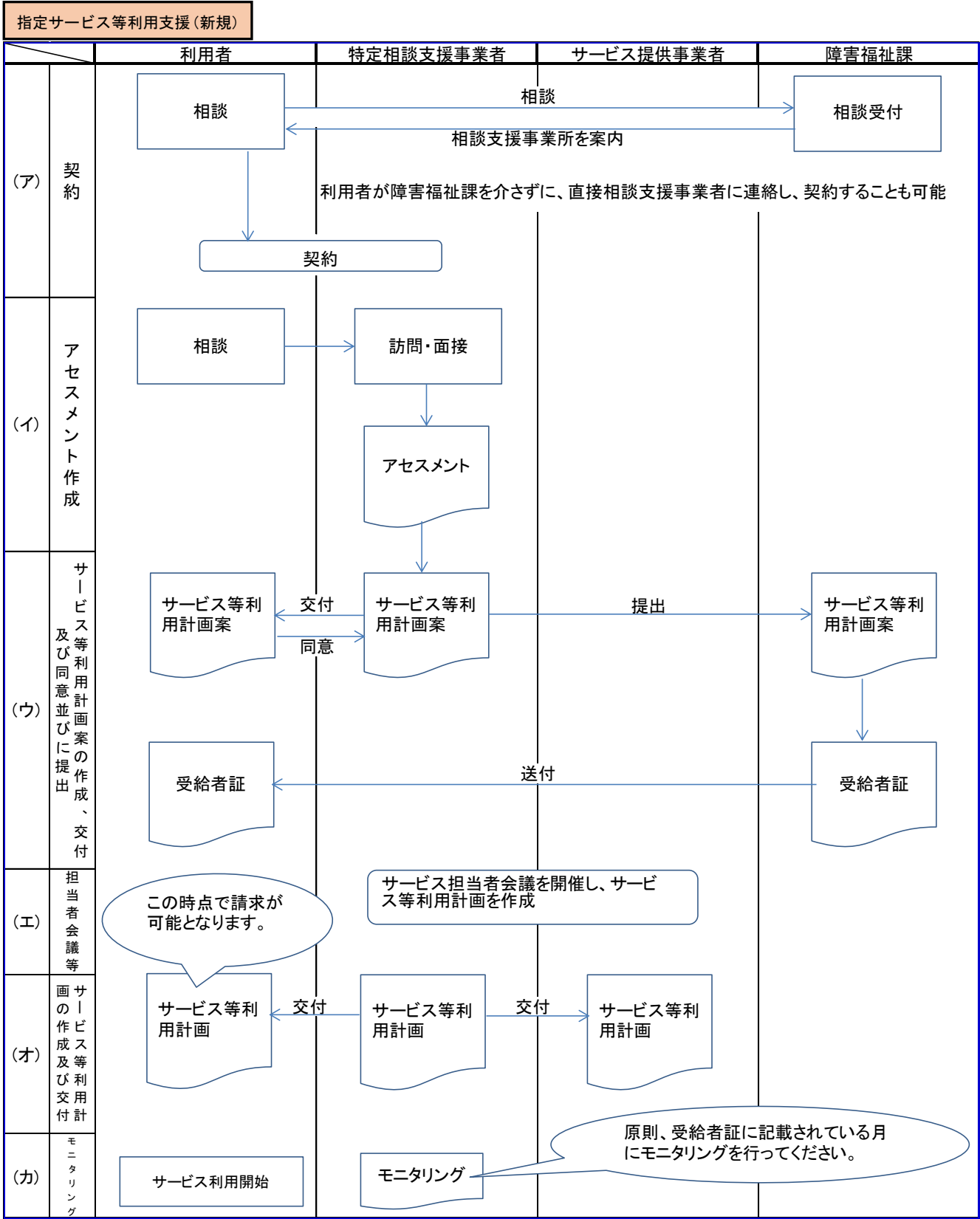
昨年に引き続き、算定についての要件・手順等を以下に記載しますので、請求の際は必ずご確認ください。

特に、サービス等利用計画作成時にサービス担当国会議を実施していない、又はモニタリング時に居宅訪問をしていないことで、給付費の返還となる事業所が多くあります。サービス等利用計画作成時は、サービス担当国会議を必ず開催するとともに、モニタリング時は、原則として、居宅等（計画相談については居宅、精神科病院又は障害者支援施設等。障害児相談については居宅）を訪問し、記録を保管してください。

ア 新規契約の場合

指定サービス利用支援（サービス等利用計画作成）
（ア） 契約 （イ） アセスメント作成 （ウ） サービス等利用計画案の作成、交付及び同意並びに障害福祉課への提出 （エ） ※サービス担当国会議の開催 （オ） サービス等利用計画の作成及び交付
指定継続サービス利用支援（モニタリング）
（カ） モニタリング実施及び記録

※サービス等利用計画の作成のために福祉サービスの担当者で行われる会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。



指定サービス利用支援（新規）

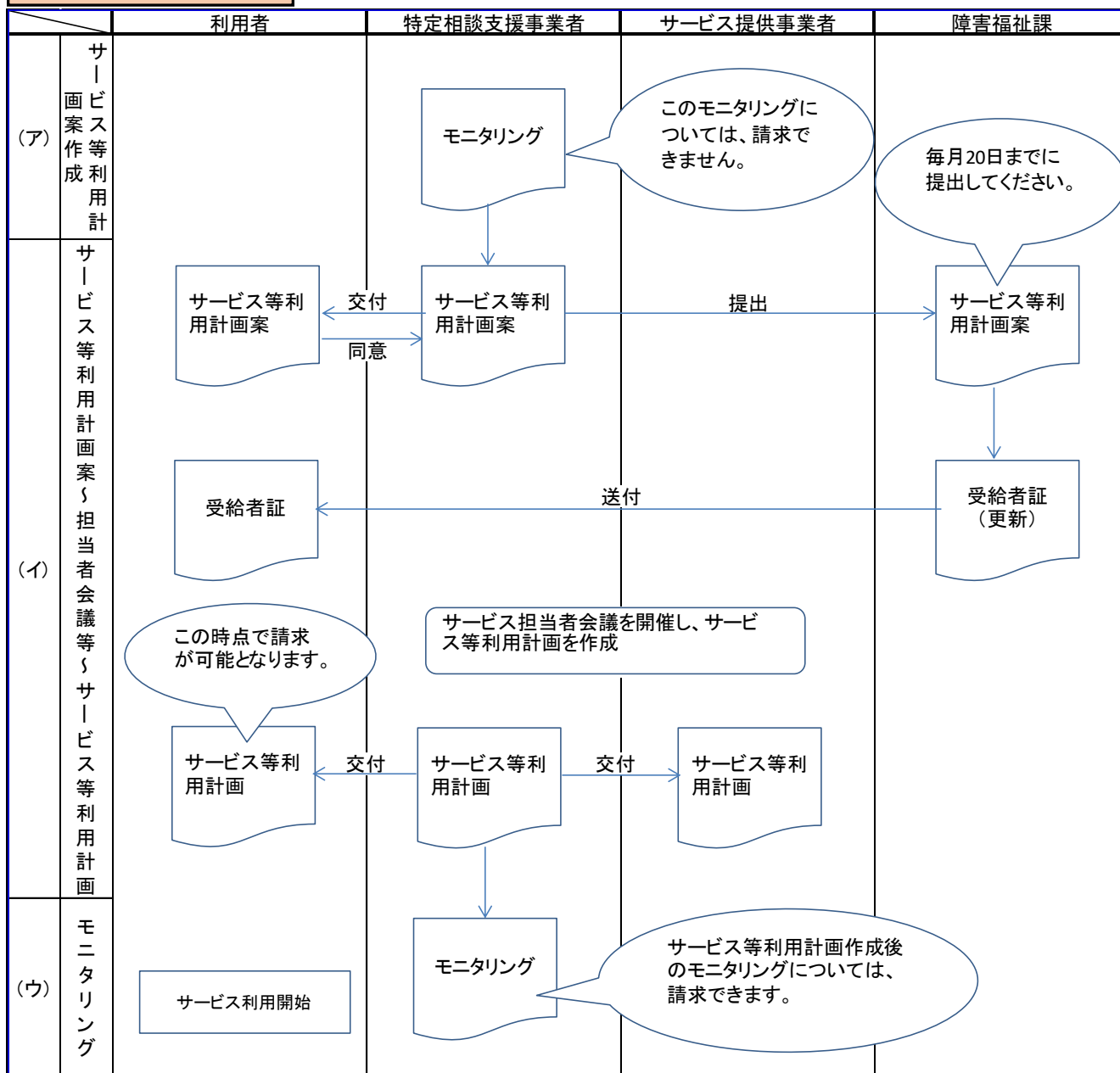
(ア) 契約	・利用者と特定相談支援事業者が契約を交わす。 ・事前に障害福祉課に相談があった場合は、適宜、特定相談支援事業者を案内する。
(イ) アセスメント作成	・サービス等利用計画の作成にあたってのアセスメントを作成すること。 ・アセスメントとは「利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握」をさす。 ・アセスメントについては、<u>原則として居宅、障害者支援施設、精神科病院を訪問する等対面で行わなければならない。</u> ・アセスメントについては、必ず<u>5年間書面</u>で保存すること。
(ウ) サービス等利用計画案の作成、交付及び同意並びに障害福祉課への提出	・アセスメントの結果を踏まえ、サービス等利用計画案を作成すること。 ・サービス等利用計画案については、利用者又はその家族への説明を行い、交付すること。 ・利用者又は障害児の保護者の文書による同意・署名をもらうこと。 ・サービス等利用計画案については、<u>毎月 20 日までに</u>障害福祉課へ提出すること。 ・サービス等利用計画案は<u>5年間書面</u>で保存すること。 ・障害福祉課から利用者に受給者証が送付された後、サービス担当者会議を開催すること。
(エ) サービス担当者会議の開催	・原則として、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者全員が集まって会議を行うこと。 ・会議録を作成し、必ず<u>5年間書面</u>で保存すること。 ・サービス担当者会議の結果を踏まえて、サービス等利用計画を作成し、利用者又は障害児の保護者及びサービス提供事業者へ交付すること。 ・サービス等利用計画を作成及び利用者へ交付した時点で請求を行うこと。
(オ) サービス等利用計画の作成及び交付	・サービス等利用計画の<u>交付の日付</u>をもってサービス提供日とすること。

指定継続サービス利用支援	
(カ) モニタリングの実施及び記録	・原則、受給者証に記載されている月にモニタリングを行い、モニタリング報告書を作成する。<u>モニタリング月にサービス提供ができなかった場合においては、市町村がやむを得ないと認める場合（急遽入院となりモニタリングを行える状態でなかった等）を除き、継続サービス利用支援費の請求はできない。</u>やむを得ないと考えられる事例があった場合は、事前に、速やかに障害福祉課へ相談すること。 ・原則として、<u>居宅、障害者支援施設、精神科病院を訪問する等対面で行わなければならない。</u> ・モニタリング報告書は必ず<u>5年間書面</u>で保存すること。

イ 更新の場合

指定サービス利用支援（更新）	
(ア)	サービス等利用計画案作成に係るモニタリング（アセスメント）実施
(イ)	指定サービス利用支援（新規）(ウ)～(オ)と同様の手順
指定継続サービス利用支援	
(ウ)	更新後のサービス等利用計画に係るモニタリング実施

指定サービス等利用支援（更新）



指定サービス利用支援（更新）	
（ア）サービス等利用計画案作成に係るモニタリング（アセスメント）実施	・サービス等利用計画案の更新に係るモニタリング報告書を作成すること。 ・この場合のモニタリングについては、サービス等利用計画を作成するための一連の支援であり、<u>給付費の請求を行うことができない。</u>
（イ）指定サービス利用支援（新規）（ウ）～（オ）と同様の手順	・（新規）（ウ）～（オ）と同様の手順となる。
指定継続サービス利用支援	
（ウ）更新後のサービス等利用計画に係るモニタリング実施	・更新後のサービス等利用計画に係るモニタリング報告書を作成すること。 ・この場合のモニタリングについては、<u>給付費の請求を行うことができる。</u>